

## 第十条第一項についての衆議院の会議録（抄）

衆議院環境委員会会議録（抄）

第一九号

平成一四年七月二日（火曜日） 午後一時三分開議

出席委員

委員長 大石正光君

理事 熊谷市雄君 理事 西野あきら君 理事 柳本卓治君 理事 山本公一君

理事 奥田建君 理事 牧義夫君 理事 西博義君 理事 橋高剛君 小渕 祐子君、  
奥谷通君、亀井久興君、木村隆秀君、小泉龍司君、小林興起君、阪上善秀君、原田昇左右  
君、菱田嘉明君、三ツ林隆志君、山本 有二君、小林守君、五島正規君、近藤昭一君、佐  
藤謙一郎君、田端正広君

――

環境大臣 大木 浩君

環境副大臣 山下 栄一君

農林水産大臣財務官 宮腰 光寛君

環境大臣財務官 奥谷 通君

政府参考人

（農林水産省大臣官房審議官） 坂野 雅敏君

政府参考人

（林野庁次長） 米田 実君

政府参考人

（水産庁増殖推進部長） 弓削 志郎君

政府参考人

（国土交通省総合政策局長） 岩村 敬君

政府参考人

（国土交通省河川局長） 竹村公太郎君

政府参考人

（環境省自然環境局長） 小林 光君

環境委員会専門員 飽田 賢一君

――

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律案（内閣提出第八一号）（参議院送付）

――――――――――――――――――――――――――――――――――――――



○大石委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、参議院送付、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として農林水産省大臣官房審議官坂野雅敏君、林野庁次長米田実君、 水産庁増殖推進部長弓削志郎君、国土交通省総合政策局長岩村敬君、国土交通省河川局長竹村公太郎君及び

環境省自然環境局長小林光君の出席を求め、説明をいたしたいと存じますが、ご意義ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○大石委員長 御意義なしと認めます。よって、そのとおり決しました。

――――――――――――――――――――――――――――――――

○大石委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。

略

――――――――――――――――――――――――――――

○大石委員長 樋高剛君。

○樋高委員 自由党の樋高剛でございます。きょうも質疑の時間をいただきまして、ありがとうございました。きょうは鳥獣保護法の採決までということありますので、その前に確認をしておきたいこと、詰めておきたいこと、たくさんありますので、いろいろな視点からお尋ねをさせていただきたい、議論させていただきたいと思っております。

まず、冒頭申し上げたいのが、大臣にちょっと御所見を伺いたいのですが、法律案をつくりましたときに、場合によっては附帯決議というのが付されるわけなんですけれども、この附帯決議の文言、今回も予定をされております、されておりますが、この最後の文章のところが、「検討を行うこと。」とか「見直しを行うこと。」「その徹底を図ること。」「早急に実施すること。」「適切な措置を講ずること。」と書かれている。

非常に立派な文章ではあるんですけども、ではその後どうなったのかということが、もちろん我々委員がこうやって国会での委員会での審議を通じてただすということも当然なんだと思いますけれども、またいろいろな法案の審議、どんどん法律の議論もしなくちゃいけないですから、時間的にも制約があるという中で、やはり環境省さんの方の立場からみずから積極的にその検討状況なり報告をしていくべきであるというふうに私はまず考えるのであります。

ここに「検討すること。」と書かれてあって、その後役所の中でどの程度検討されて、どのような措置がなされて、どういう状況にあるかということをやはり環境省は、これから二十一世紀、環境の世紀に向かいますので、きちんとPRをして、環境意識を高めていくんだということが必要ではないか。ですから、本委員会でもやはり適宜適切に報告をし

つつ、なおかつ、それだけではなくて、例えば、もちろん今一生懸命ホームページ等々を通じてもいろいろなPRをしているのもわかります。チラシをつくっているのもわかりますけれども、それだけじゃなくもっともっと、環境省のみならず、ほかの役所も全部引き連れて、環境問題に対して理解を得られるような、国民の意識が得られるような形にすべき、そのためには、やはりこの附帯決議にもあるようなことも、またそれぞれの法律の運用状況についてきちんとPRをしていかなくちゃいけないのではないかと思うのでありますか、いかが考えますでしょうか。

○大木国務大臣衆参両院の環境委員会においていろいろと附帯決議をいただいておりますが、これはもちろん、附帯決議の意味というものは、国民の代表である先生方が各党のお立場で、また個々の議員のお立場でいろいろと御意見を述べられて、それをまとめて附帯決議ということで出てくるというわけでございまして、正直申し上げまして、すぐにはなかなか法案の修正だとか新しい法案の成立ということにはつながらないけれども、ある程度これから一つの方向を示していただいたということになりますから、当然役所としてもそれを尊重して努力をしなきゃいけないというふうに思います。

ただ、役所全体としましても、それから政府全体といたしましても、いろいろな意味での制約もありますし、あるいは状況の変化というのもあるわけですから、正直申し上げまして、私も四年ほどちょっと間を置きまして、今度は環境省でございますが、また戻ってまいりまして、今までの附帯決議に対するその結果がどうだということになりますと、なかなか難しいな、十分に達成されていないなということは申し上げざるを得ないわけです。

しかし、あくまで国民の皆様方の御期待というものが示されているということですから、今後ともできるだけ実現に努力したいと思いますし、また、今おっしゃいましたように、完全にはできなくても、またこれからこういう勉強は必要だとかいうようなことは、できるだけまたいろいろな形で、ホームページでも何でもいいんですけども、そういったことでPRするようにということにつきましても、十分頭に入れてこれからも努力をしたいと思っております。

○樋高委員 やはり二十一世紀は情報公開そして市民参加による意志決定ということの中で、こういった議論は欠かせないのではないか。常にずっと継続していく。今回の鳥獣保護法も、二年後の抜本改正を目指すという方向性の中で、また二年後、突然委員会でぽんとおろされて、そこで議論をしたって、やはりその途中状況、要するに、言いつ放し、法律をつくりっ放しではなくて、附帯決議に限らず、それぞれの法律の運用状況、特にこの環境分野に関しましては、しっかりと行っていただきたいと強く要望させていただきたいと思います。

そして、この法律案の中ではありますけれども、ちょっと細かい議論ですが、第十条の関係につきましてお尋ねをいたしたいと思います。

許可に係る措置命令等についてという部分ではありますけれども、法案の第十条、第十

五条、そして二十二条、二十四条、二十五条には、いわゆる鳥獣の解放その他の措置命令という新しい制度の導入が図られております。そこで、そのうち第十条第一項に絞ってお尋ねいたしますが、初めに、この立法の理由と条文の解釈を簡潔にお答えいただきたいと思います。

○大木国務大臣今回の改正法案第十条第一項、今おっしゃいましたように、違法捕獲された鳥獣を解放するなどの措置命令ということが、新しい概念というか新しい制度として導入されておりますが、その目的と申しますか、例えば許可を受けずに鳥獣の捕獲等をした場合において、もちろん罰則が第八十三条等であるわけでありますが、そのほかに、鳥獣の保護のために必要があると認めるときには、その鳥獣を自然に帰すことなどの命令を行うことができるということです。

これは、やはり鳥獣の保護ということからいえば、罰則は罰則ですけれども、別途鳥獣をどういう状態で置いておくかということになると、いろいろな条件を考えまして、それを措置命令ということで自然に帰すことを命令するということも、一つの鳥獣の保護上必要なことではないかということで、あくまでも鳥獣の保護それから生態系の保護と申しますか、そういった保護の観点から、そういったものも併用した方がいいのではないかということで採用しておるわけであります。

○樋高委員一般に鳥獣の密猟と言われております、いわゆる第八条の規定に違反して狩猟鳥獣以外の鳥獣の捕獲等または鳥類の卵の採取等をした者に対して、この措置命令を発することができるかということでありますが、具体例を踏まえてお伺いさせていただきたいのでありますけれども、まず、例えばメジロの鳴き合 わせ会に参加する目的でメジロを密猟した者に対して、捕獲のメジロの解放命令を発し得るのかどうか。また、いわゆる食用に供する目的でツグミを密猟した場合、生きている個体やおとりについて、その解放命令を発し得るんでしょうか。いかがでしょうか。

○大木国務大臣今のお話と先ほどの措置命令との関連で申し上げますと、例えば措置命令をどういうふうに出すかという場合に、例えば調査研究のために何か鳥を捕獲する。しかし、それはちゃんと手続を踏まなきやいかぬわけですが、そういった許可なくして手続なしに捕らえた、そういった場合には、調査研究のためにやったということについての罰則はもちろん潜在的にすぐあるわけですけれども、同時に、今申し上げましたように、措置命令で放すということを決めております。

それでは、今度、**メジロの鳴き合**させとか、それから食用とおっしゃったと思いますけれども、食用に供する目的で密猟した、これに対しては、もちろんこれはまた一年以下の懲役または百万円以下の罰金ということになりますが、この場合には、とりあえずそういった違法な行為、刑法的な行為ということになりますから、場合によっては裁判ざたにさえなるわけでありますから、やはりその証拠となりますメジロなりツグミなりをまずは確保しておかなきやいかぬということでございますから、それを解放するということではなく、没収することでありまして、鳥を放つという方の措置命令の対象にはならない

というふうに理解しております。

○樋高委員この鳥獣の解放その他の措置命令につきましては、いわゆる野鳥保護団体から、実際に法を運用する場面においての危惧が表明されております。

すなわち、市民の側から、例えば野鳥をこっそり飼育している者がいると密猟事案の情報が寄せられた場合において、行政側が解放命令を発して放鳥させ、つまり鳥を放す、それで済ましてしまうといふいわゆる**なあなあの処理**が行われているのではないかという危惧、また、そのようななあなあの処理を行う際の法的根拠を与えかねないという危惧が考え得るのであります、その点につきまして、明快に御説明願いたいと思います。

○大木国務大臣ただいま申し上げましたように、放鳥、要するに解放命令を発し得る場合と、解放命令の対象にならないといふ二つに分けて今お話し申し上げたわけでございますが、いずれにいたしましても、その必要な措置はとる。つまりは、許可を受けずに鳥獣の捕獲をした場合には、一年以下の懲役または百万円以下の罰金ということでございまして、その点につきましては、きっちとこれは実施するということでございますから、決してなあなあにはならないといふうに思います。

ただ、今申し上げましたように、場合によって、放鳥させるときとそれを認めないときの二つに分かれるということでございます。

――――――以 下 略――――――

## 環境省との質疑回答

### 第十条第一項について問う

#### ◎一問

##### この立法理由

(回答)

本規定は、第九条第一項の規定に違反して、許可を受けることなく鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をした場合などにおいて、鳥獣の保護のため必要があると認めるときなどに、第八条違反による罰則の適用に加えて、必要な措置命令を行うことができることとすることにより、一層の鳥獣の保護を図るために置いたものである。

#### ◎二問

##### これについての環境大臣の中央環境審議会に対する諮問の内容如何

(回答)

諮問文において第十条第一項の措置命令そのものは明記されていないが、「鳥獣の保護繁殖の強化のための措置について」に含まれるものと考えている。

また、審議の過程において、法律をカタカナからひらがなにすること、また、その際に単純な言葉の置き換えではなく、条文の構成、条立ても変わることを明言している。

この規定は、こうしたことを踏まえ、種の保存法などの最近の法律の用例を参考に、規定したものである。

◎三問

同審議会の審議の経過、内容の詳細

(回答)

諮問した項目について現状の問題点等を御説明し、審議をしていただいた。(※詳細は議事録(諮問・答申)参照。)

◎四問

同審議会の答申の内容

(回答)

諮問のとおり答申いただいた。

◎五問

これについて一般の意見を聴取したか。

(回答)

聴取していない。

◎六問

一般の意見聴取をしなかった場合は、その理由

(回答)

法律案は、国民の代表である国会の審議をいただくものであり、一般の意見の聴取は行っていない。その趣旨から、「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続(平成十一年三月二十三日(火)閣議決定)においても、法案については、パブリックコメントの手続きは必要ないことになっている。

規制の設定又は改廃に係る意見提出手續・平成十一年三月二十三日(火)・(ハ)本手續は、行政内で完結して広く一般に適用される意思表示を対象としているため、国家において審議を経る法律案は、本手續の対象ではない。

◎七問

まずは、第十条第一項の適用に当たっての法文の解釈を問う。

(回答)

第九条第一項の規定に違反して受けるべき許可を得ないで鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をした又は同条第五項の規定により付された条件に違反した者に対して、鳥獣の保護のため必要があると認めるとき等第十条第一項各号に定めるときに、環境大臣又は都道府県知事は必要な措置をとるべきことを命ずることができることを規定したもの。

◎八問

更に「前条第一項の規定に違反して許可を受けないで鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をした者」の詳細を問う。

(回答)

本来であれば、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等について、第九条第一項の規定により許可を得なければならなかつた者で、その許可を受けることなく鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をした者である。

◎九問

「第八条の規定に違反して狩猟鳥獣以外の鳥獣の捕獲等又は採取等をした者」に対し、この命令を発しうるのか。

(回答)

第十条は、あくまで、第九条第一項の規定に違反して鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をした者に対する措置命令である。

一方、第八条違反にはそもそも第九条第一項による許可の対象となり得ない鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等を行つた者も含まれるものであり、第八条の規定に違反して狩猟鳥獣以外の鳥獣の捕獲等又は採取等をした者すべてに対し第十条の命令が発されるわけではない。

◎十問

刑事事件処理とこの命令の関係を問う。

(回答)

第八十三条第一項第一号において、「第八条の規定に違反して狩猟鳥獣以外の鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をした者（第九条第十三項の規定により同条第一項の許可を受けることを要しないとされた者を除く。）」に対して罰則を課すことを規定している。

また、第十条はあくまで、第九条第一項の規定に違反して鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をした者に対する措置命令である。

したがつて、同一の事件につき罰則の適用と命令の発出の双方が発動されるケースはありうるが、それぞれ独立して判断、実施されるものであり、代替関係にあるものではない。

◎十一問

特別司法警察員としての犯罪捜査権限の行使とこの命令権との関係を問う。

(回答)

犯罪捜査は特別司法警察員や警察官が行い、措置命令は環境大臣又は都道府県知事が行うものであり、それぞれ独立して実施されるものである。

◎十二問

この命令違反についての罰則を問う。

(回答)

第八十三条第一項第三号により一年以下の懲役又は百万円以下の罰金が科せられる。

◎十三問

法廷刑として最高の刑を定めた理由は何か。

(回答)

鳥獣保護法においては制度の根幹に関わる規定に違反した者に対して最高刑の罰則を科

すことにしており、鳥獣の原則捕獲禁止を解除する第九条第一項の許可に係る措置命令に違反する者も制度の根幹に関わる 規定に違反した者と考えることができるので、最高刑である一年以下の懲役又は百万円以下の罰金を科すこととしたもの。

◎十四問

密猟事件とこの命令違反との罪数を問う。

(回答)

別の罪であり、二罪である。

◎十五問

野鳥の密猟案件で、例えば、何羽までは、この命令で処理するというような、命令を発する基準を定める のか。

(回答)

罰則適用と命令の発出はそれぞれ別個に独立して判断、実施されるものであり、そのような基準は、想定 されない。命令の発出については第十条第一項各号に該当するかどうかで判断される。

◎十六問

メジロの鳴き合わせ会に参加するため、メジロを密猟した者を例にして、この条文の適用を問うが、まず、一般的にメジロを密猟した者に対する罰則を問う。

(回答)

一般的にメジロを密猟した者は第八条違反に該当し、第八十三条第一項第一号により一年以下の懲役又は 百万円以下の罰金が科せられる。

◎十七問

このメジロの密猟者に対しても、この命令を発することができるのか。

(回答)

第九条第一項の許可を受ける必要がある捕獲の目的を定める環境省令に、鳴き合わせ会に参加する目的を 定めることは考えていない。このため、このようなメジロの密猟者は第九条第一項に違反する者ではないことから命令の対象とならないものと考える。第八条違反による罰則の適用が検討されるべきものである。

◎十八問

裁判の証拠品となるべき、密猟されたメジロを漫然と解放しても、よいのか。

(回答)

このケースにおいては第九条第一項違反ではないため、そもそも命令が想定されず、密猟されたメジロの解放を命ずることもないと考えられる。

◎十九問

密猟の道具類は、いかなる取扱いを受けるのか。

(回答)

このケースでは、命令を発することが想定されないので密猟の道具類について何らかの

命令を発することは考えられない。

仮に、密猟について刑事処分が確定すれば、第八十三条第三項の規定により犯罪行為の用に供した物については没収することとなる。

◎二十問

別の例で、食用に供する目的で、ツグミを密猟した者に対しても、この命令を発しうるか。

(回答)

第九条第一項の許可を受ける必要がある捕獲の目的を定める環境省令に、食用に供する目的を定めること は考えていない。このようなツグミの密猟者は命令の対象とならないものと考える。第八条違反による罰則の適用が検討されるべきものである。

◎二十一問

その場合、密猟の凹のツグミを解放するのか。

(回答)

このケースでは、命令を発することが想定されないため、密猟の凹のツグミの解放を命ずることも考えられない。

仮に、密猟について刑事処分が確定すれば、第八十三条第三項の規定により没収されることとなる。

◎二十二問

市民から、野鳥を飼育している者がいるとの情報が寄せられた場合、この命令を発して、ナアナアの処理をしてしまう懸念があると野鳥保護団体から指摘されているが、その懸念はないか。

(回答)

第十条第一項の規定は、鳥獣の保護のため必要な措置をとるべきことを定めたものであり、犯罪を見逃すため本条の命令を発すべきではなく、また、それは第十条を逸脱した行為と考える。

◎二十三問

また、そのようなナアナアの処理をする際の法的根拠を与える目的で、かかる新規立法を提案したのでは ないかと、野鳥保護団体は指摘しているが、その点はどうか。

(回答)

第十条は、違反個体の扱いにつき国又は都道府県が違反者に対し鳥獣の保護上必要な措置を命ずる根拠を 与えたものであり、鳥獣を保護する手段を強化するため置いたものである。そもそも御指摘のような犯罪を見逃すために第十条に基づき命令を発することは、この条の定めを逸脱した行為であると考える。

◎二十四問

そのようなナアナア処理は、ケースによっては、刑法上の犯人隠匿罪、証拠隠滅罪等の犯罪を構成するのではないか。

(回答)

刑法の適用は、個別の事例で判断されるべきであり、一般論では判断できない。ただし、犯罪を見逃す目的で、第十条第一項の命令を発することは、そもそもこの条の定めに逸脱する違法な行為であり、あってはならないものと考える。